

地域資源発掘型プログラム事業継続支援助成金交付要綱

30 公東観地事第 544 号

平成 30 年 9 月 6 日

30 公東観地事第 1050 号

平成 31 年 2 月 15 日

31 公東観地事第 541 号

令和元年 8 月 30 日

2 公東観地事第 436 号

令和 3 年 9 月 14 日

3 公東観地事第 461 号

令和 3 年 9 月 9 日

4 公東観地事第 24 号

令和 4 年 4 月 4 日

(通則)

第 1 条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による地域資源発掘型プログラム事業継続支援助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この助成金は、地域資源発掘型プログラム事業及び地域資源発掘型実証プログラム事業（以下「プログラム事業」という。）に採択され、実施された事業の継続的な取組に対し、必要な助成金を交付することにより、自立的な取組の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域資源発掘型実証プログラム事業」とは、平成 25 年度から平成 28 年度に東京都が、平成 29 年度から令和 3 年度は公益財団法人東京観光財団が募集し、実施した事業のことをいう。
- (2) 「実施された事業の継続的な取組」とは、プログラム事業で検証された内容に基づき実施する、今後の自立的かつ継続した取組が予定されている事業のことをいう。
- (3) 「助成事業者」とは、下記に該当する者をいう。

【事業 2 年目】

平成 25 年度から令和 3 年度募集までにプログラム事業に採択された企画提案者（下記のいずれかを満たしている者）

- ア 平成 25 年度から平成 30 年度までにプログラム事業に採択された企画提案者
- イ 令和元年度（平成 31 年度）から令和 3 年度までにプログラム事業に採択された事業の「主たる提案者」

【事業 3 年目】

既に、2 年目として本助成金での事業を実施し、助成額が確定している事業であって、3 年目として継続して事業を実施する企画提案者

- (4) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。

（助成金の交付対象）

第 4 条 助成金は、助成対象事業に必要な別表 1 に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認ができるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

- 2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施完了した事業とする。

（助成金の額）

第 5 条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、別表 2 に掲げる額のいずれか低い額とする。

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第 1 号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定）

第 7 条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第 2 号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第 2 号様式の 2 により申請者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。
- 3 理事長は、第 1 項による交付決定に当たっては、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による交付の決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 理事長は、第1項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

4 第1項の規定による交付決定の取消しにより特別に必要なになった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することができる。

- (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

5 前項の規定による助成金の額の前項の(1)又は(2)に掲げる経費に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準ずる。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別記第3号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第2号に掲げる事項のうち軽微な変更については、報告に代えることができる。

- (1) 助成事業に要する経費の配分を、20%を超えて変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 交付決定に当たって、理事長が特に条件を付した場合において、その条件に反して事業の内容を変更するとき。

2 理事長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて条件を付し、別記第3号様式の2により、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の中止又は廃止)

第11条 助成事業者は、助成事業を中止しようとする場合又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、これを承認し、別記第4号様式の2により助成事業者に通知するものとする。
- 3 助成事業者は前項の規定により助成事業の廃止の承認を受けた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(助成事業遅延等の報告)

第12条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第5号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(日常生活に支障をきたす事態の発生による助成事業の中止又は廃止)

第13条 理事長は、感染症の拡大等、日常生活に大きな支障をきたすような事態の発生により、必要があると認めるときは、助成事業の中止又は廃止を命ずることができる。この場合において、理事長は必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

- 2 理事長は、前項の規定により助成事業の中止又は廃止を命ずるときは、理由を付して書面により通知するものとする。
- 3 助成事業者は、第1項の規定により助成事業の廃止を命じられた場合、第17条に基づき、実績報告書を提出することとする。

(遂行状況)

第14条 理事長は、助成事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、助成事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第15条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、助成事業者に対し助成事業の遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第16条 理事長は、第14条の規定による現地調査及び前条の規定による報告等により、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から30日を経過した日まで、必要な書類等を添えて、速やかに別記第6号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第11条第2項の規定により助成事業の廃止の承認を受けたとき、又は第13条第1項の規定により助成事業の廃止を命じられたときは前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第18条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第7号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、第5条の規定により算出する額(1千円未満の端数は切り捨て)又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

3 交付額の確定にあたり、事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(是正のための措置)

第19条 前条第1項の規定による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

2 第17条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合について準用する。

(助成金の支払等)

第20条 理事長は、第18条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、別記第8号様式による助成金請求書を理事長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第21条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第22条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者が助成金を支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第23条 第21条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第22条の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。

2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(助成金の経理等)

第26条 助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(検査)

第27条 助成事業者は、理事長が財団職員をして助成事業の運営及び経理等の状況その他必要な事項について検査させた場合、又は報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

第28条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。

2 取得財産等については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとする場合は、別記第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りでない。

4 理事長は、前項の規定により取得財産等の処分等を承認した場合において、助成事業者が当該取得財産等の処分等により収入があり、又はあると見込まれるときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第29条 非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

第30条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月7日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

助成対象経費（想定事業別）

区 分	摘 要
(a)-1 都内における着地型旅行商品の企画・造成	
ニーズ調査に係る経費	外部委託するものに限る。
モニターツアーに係る経費	
販路開拓費	採択商品の営業に係る経費に限る。 例：旅行博等への出展経費、セールスツールの作成費等 ※採択商品以外が含まれるセールスツールは対象外。
(a)-2 都内の地域特産品の企画・開発	
ニーズ・マーケティング調査に係る経費	外部委託するものに限る。
商品パッケージデザイン開発費	
機材・設備・備品の賃借料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
イベント（物産店等）の出展経費	
(a)-3 都内における旅行者誘致イベントの企画・実施	
会場設営及び運営委託に要する経費	
機材・設備・備品の賃借料又は購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
消耗品の購入費	事業実施に直接必要なものに限る。
出演料	

助成対象経費（共通）

区 分	摘 要
広告宣伝費	チラシ・ポスター等制作費等
通信運搬費	郵便料、電信料等
賠償責任・傷害保険等に係る経費	イベント等の実施にあたっての、参加者に対する賠償責任・傷害保険等
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症予防に要する経費	サーモグラフィーカメラ等の設備機器購入費、間仕切り等の備品購入費（消耗品は除く） ※当助成金で実施するイベント等に用いるものに限る。
その他事業実施に係る経費	事業実施に直接必要なものに限る。

（参考）助成対象外経費の例

区 分	摘 要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	イベント事業以外の土地の賃借を除く。
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く。
助成事業者の人件費	
運営委託に係る経費	イベント事業を除く。
効果測定に係る経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	清掃、固定経費、経常的経費等
金券等購入費	
租税公課	消費税、印紙代等
助成事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

※国、都、区市町村の補助金及び交付金、その他の補助制度の対象となった経費は、助成対象外とする。

ただし、区市町村より交付される運営費等など、特定の事業に限定されていない補助金は除く。

別表 2 (第 5 条関係)

助成金の額	
1 事業 2 年目	助成対象経費の 2 分の 1 以内の額または助成限度額(※ 1)のいずれか低い額 (1 千円未満の端数は切り捨て) (※ 1)助成限度額は、プログラム事業 (1 年目) 実施時にかかった事業費の 2 分の 1 (1 千円未満の端数は切り捨て)
2 事業 3 年目	助成対象経費の 3 分の 1 以内の額または助成限度額(※ 2)のいずれか低い額 (1 千円未満の端数は切り捨て) (※ 2)助成限度額は、プログラム事業 (1 年目) 実施時にかかった事業費の 3 分の 1 (1 千円未満の端数は切り捨て)